

○杉並区立図書館協議会規則（昭和57年9月29日教委規則第22号）

（趣旨）

第1条 この規則は、杉並区立図書館条例(昭和57年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)第6条に基づく杉並区立図書館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年教委規則26号・24年21号〕

（所掌事項）

第2条 協議会は、図書館サービスの成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な杉並区立図書館(以下「図書館」という。)の運営に資するため、図書館の経営評価その他の図書館政策について、杉並区立中央図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（館長の責務）

第3条 館長は、前条の諮問の答申、意見及び提言を尊重し、図書館運営に反映させるよう努めなければならない。

（委員）

第4条 条例第7条第1号に規定する委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 杉並区立小学校及び中学校の代表者 2人

(2) 杉並区内に事務所を有する社会教育関係団体(社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体をいう。)が推薦した当該団体の代表者 1人

(3) 杉並区社会教育委員 1人

(4) 区内大学図書館の代表者 1人

(5) 図書館利用者団体の代表者 1人

2 杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)は、条例第7条第4号に規定する委員を公募するものとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、協議会の会議(以下「会議」という。)を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。

5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議の招集）

第6条 会議は、会長が招集する。

（定足数及び議決）

第7条 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

（委員の解囑）

第8条 委員会は、委員に特別の理由があると認めるときは、任期中であってもその委嘱を解くことができる。

（関係者の出席等）

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会は、館長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第9条の2 協議会に、図書館の運営その他の専門的事項について審議するため、部会を置くことができる。

（庶務）

第10条 協議会の庶務は、杉並区立中央図書館において行う。

（委任）

第11条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則(平成26年8月26日教委規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。